

簡易宿所等の調査及び指導の状況について

平成 27 年 5 月 17 日（日）に、川崎市の木造の簡易宿所において死者 10 人、多数の負傷者を伴う火災が発生しました。

類似の火災が発生した場合の被害を抑止するため、市内の簡易宿所等について、緊急の調査を実施しましたので、その結果を報告します。

1. 緊急調査の内容と結果

(1) 調査概要

- ①対象 市内の木造の宿泊施設（簡易宿所、旅館、ホテル等） 全 30 棟
- ②立入調査の期間 平成 27 年 5 月 19 日（火）～平成 27 年 6 月 4 日（木）
- ③調査内容 主に、建築基準法、建築基準法施行令、横浜市建築基準条例で定める防火避難に関する規定^{※1}への適合状況を調査しました。
- ④調査方法 消防局、健康福祉局と連携し、合同で立入調査をしました。

※1 防火避難に関する規定（裏面参照）

階段に防火扉の設置、避難施設（非常用照明、避難経路の確保等）等

(2) 調査結果

①調査結果の概要

単位：棟

用途	対象数	調査結果	
		違反あり	違反なし
簡易宿所	2	1	1
旅館・ホテル	17	7	10
寄宿舍等	11	7	4
合計	30	15	15

②主な違反の内容（重複あり）

- ・廊下、階段における非常用照明の未設置 12 件
- ・敷地内の避難経路における幅員の不足 5 件
- ・屋根の一部が不燃材料外 3 件

(3) 違反建築物に対する是正指導

違反を確認した 15 棟の全てについて違反の内容を通告した上で、順次、呼び出し状を送付し、是正指導を開始しています。

2. 今後の簡易宿所の調査等について

- (1) 対象 市内の木造以外の簡易宿所、全 143 棟のうち、昨年度までの調査において状況を把握している 30 棟を除く、113 棟を調査します。
- (2) 調査期間 平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 9 月 30 日（水）までの間に実施します。
- (3) 調査内容 主に、建築基準法、建築基準法施行令、横浜市建築基準条例で定める防火避難に関する規定^{※1}への適合状況を調査します。
- (4) 調査方法 消防局、健康福祉局と連携して、書類審査や立入により調査を進めます。
- (5) 違反建築物に対する指導 違反を確認したものは、速やかに是正指導を行います。

建築物の防災チェックポイント



A

防火扉

階段に面する扉は、避難するための階段を炎や煙から守ると共に、上階への煙の拡散を防ぐ役割があります。

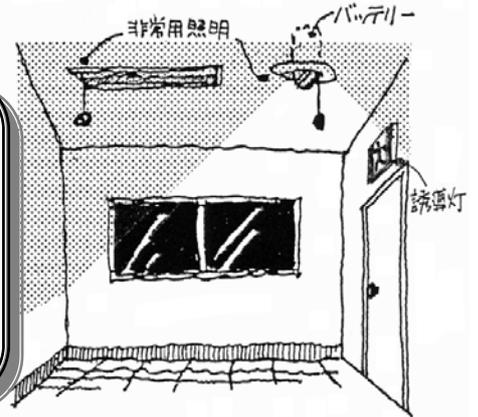
- 防火扉が自動的にしまるよう、ドアチェックが機能していますか
- 防火扉の開閉に障害となる物が置かれていませんか

B

非常用照明

火災の際、停電になっても、避難路を照らし、早急に避難できるように、廊下や階段等に設置する非常用の照明装置です。

- 点灯しない場合はバッテリーや電球が切れている場合があります 必要に応じて点検し取り替えましょう

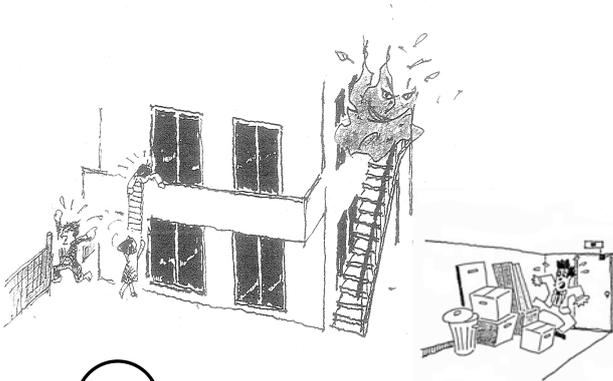


C

避難経路

火災時に、建物の外に安全に避難できるように廊下、通路等を確保することが大切です。建物の出口から道路等に通じる経路も必要です。

- 避難経路に避難の障害となる物を置いていませんか
- 道路までの避難経路をきちんと確保しましょう



D

階段

階段は、いざというときに避難する大切なところです。安全に避難できるよう維持管理が必要です。

- 避難の障害となる物が積まれていませんか
- 火災の原因となるような物を置かないようにしましょう



E

排煙窓

火災により発生した煙やガスを、建物内で拡散することを防ぎ、速やかに屋外へ排出するために排煙窓や排煙設備などが必要です。

- 排煙窓が円滑に開閉できますか
- 開放装置（オペレーターやチェーン）や窓等が家具や荷物で隠れていたり、チェーン等が切れていませんか

